

## 特定健康診査関係資料点字版 作成業務委託仕様書

### 1 業務概要

大阪市が作成した特定健診受診券、個人票、国保健診ガイド、けんしん実施場所一覧の原稿に基づき、これらを解説した点字文書として「特定健診受診券」、「個人票」、「国保健診ガイド（国保健診ガイドとけんしん実施場所一覧の内容をまとめたもの）」を作成（点訳、点字打ち出し、表紙制作（活字・点字付き））する。

なお、けんしん実施場所一覧については、P.1の内容のみ点字化する。

### 2 入稿方法

契約締結後速やかに各原稿（受診券：A4版2ページ、個人票：A4版4ページ、国保健診ガイド：A4版16ページ、けんしん実施場所一覧：A4版4ページ）のPDFデータ（別紙）及び文字起こしを行ったデータを提供する。

原稿データには、文章記載のある画像データを含む。

### 3 規 格

- ・仕上げ寸法は、変形B5判換算上質紙90キログラム以上とする。
- ・表紙・裏表紙は、変形B5判換算上質紙110キログラム以上で、紙色は白色とする。
- ・表紙には「1 業務概要」に記載の点字文書を表す文言を墨字及び点字で併記すること。文言については「11 担当」と協議のうえ調整すること。
- ・長辺左綴じ。製本は、ホチキス止め又は10連穴以上によるリング製本、又は結束帯による2箇所留めとすること。
- ・1行30～32マス、1ページ18行（1行はページ番号）、両面印刷を基本とし、必要な箇所については、微調整を行い、表や見出しを適切に配置すること。
- ・点字のみでは表記が困難な図や表については、適宜発泡図などを使用すること。
- ・表紙には墨字・点字を併記すること。
- ・必要に応じ分冊すること。分冊方法等について「11 担当」と協議のうえ調整すること。
- ・梱包は、一冊ずつ透明なビニール、ナイロン袋やそれに類似するものに封入し、ダンボール箱にて梱包すること。
- ・ダンボール箱上部には「特定健診のお知らせ点字版」と記載し、ダンボール箱を開梱せずとも中身がわかるようにすること。（印字したシール貼付でも可とする。）
- ・梱包の際にダンボール内で点字が潰れないように工夫をすること。

### 4 作成部数

各50部

## 5 納入期限

令和8年3月25日（水）

※納品のスケジュールについては、事前に「11 担当」と調整のうえ了承を得ること。

## 6 納品場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（保健事業グループ）

## 7 校 正

墨字校正2回（校正原稿は、点字印刷をする原稿を墨字におこしたものとする）

校正のスケジュールについては、納期限内に納品できるように、契約後「11 担当」と調整すること。

## 8 作成に関する留意点・その他

- (1) 点字表記は、「日本点字表記法」（最新版）に準拠すること。
- (2) 文中の表については、点字のレイアウトや表記符号等により、必要な情報を検索しやすく、内容を理解しやすいように点字化すること。

## 9 再委託についての特記事項

1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 点訳、印字、製本

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により主管課の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に

対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 10 その他

- (1) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外はこの仕様書によるものとする。
- (2) 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合はよりよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (3) 見積書提出後における疑義については、本市の解釈によるものとする。
- (4) 本仕様に定めのない事項については、本市と受注者とが協議のうえ決定する。
- (5) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。  
(別紙特記仕様書添付)
- (6) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。(別紙特記仕様書添付)
- (7) 受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.0版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。(別紙特記仕様書添付)
- (8) 成果物にかかる使用権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする。
- (9) 点訳および点訳の校正には必ず点字触読者が1人以上かかわること。

## 11 担 当

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（保健事業グループ）

電話 06-6208-9876

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

### （条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### （公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### （調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### （公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## その他の特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること